

議 案 第 29 号

市長の退職手当の特例に関する条例の制定について

市長の退職手当の特例に関する条例を別紙のように定める。

平成23年12月6日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

市長の現任期に係る退職手当を支給しないこととするため。

## 市長の退職手当の特例に関する条例

平成22年7月3日において市長の職にあった者の同日を含む任期に係る退職手当は、特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）第6条の2の規定にかかわらず、支給しない。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。